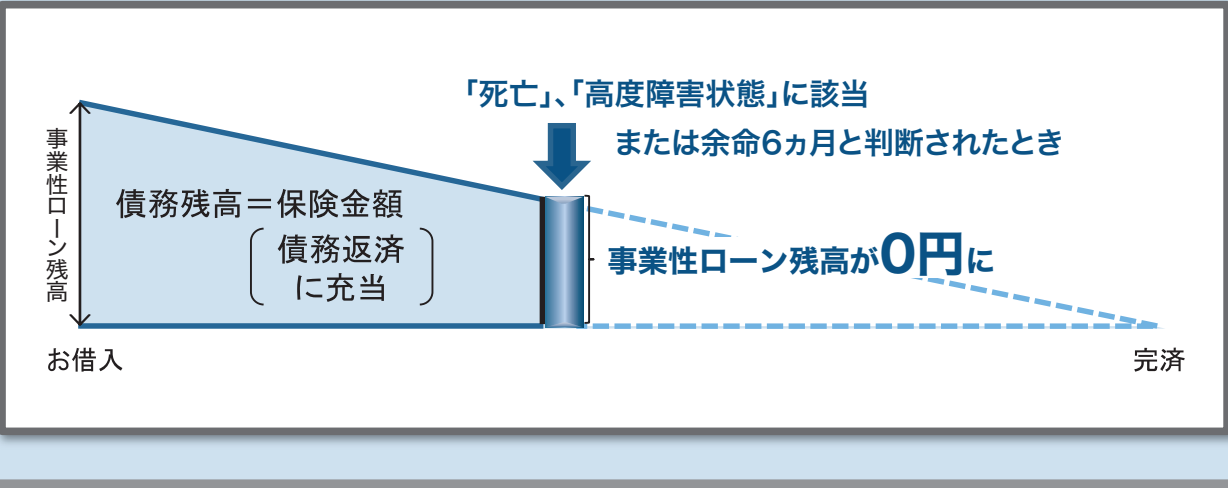


地銀協事業者向団信制度(連帯保証人用)
リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

「万一への備え」でお客さまに事業性ローン
ご返済の安心をお届けします。

死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、
または余命が6ヵ月以内と判断されるとき、事業性ローン残高が 0円



ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる賦払債務者である法人※1の連帯保証人※2のうち、加入可能な年齢かつ事務幹事会社にご加入を承諾した方

※1 中小企業基本法第2条に定める中小企業者(「資本金の額または出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれか一方が右表①～④に該当する会社)または信用保証協会法第20条(中小企業信用保険法第2条)に定める中小企業者のうち医業を主たる事業とする法人(右表⑤)であることを要します。
※2 前記法人の業務執行について代表権を有する者(定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限ります。また、2人以上いる場合はそのうち1人のみとします。)

業 種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業等(②～⑤以外の業種)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

②加入手続

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります(診断書取得にかかる費用はお客さま(加入申込者)にご負担いただきます)。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

一般社団法人全国地方銀行協会 事業者向団信制度（連帯保証人用）の概要

保険名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行（以下、「銀行」といいます）を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者である法人※の連帯保証人※を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に記載のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が債務の返済に充当されます。 ※詳細については表面をご参照ください。 ※分割融資のうち2020年7月1日以降に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されます。2020年6月30日以前に融資実行した部分はリビング・ニーズ特約が付保されておりません。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」、「地銀協引受緩和団信制度」および「地銀協事業者向団信制度」を通算して3億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入れも含めて通算して2億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。
お支払事由	●死亡保険金・・・保険期間中に死亡されたとき ●リビング・ニーズ特約金・・・保険期間中に、余命が6ヵ月以内と判断されるとき（※） （※）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。 ●高度障害保険金・・・保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
保険金が支払われない場合	(1)保障開始日（※1）から1年以内に自殺されたとき （※1）保障開始日は、融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。 (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき（その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。） (5)告知義務違反による解除 「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。 (7)重大事由による解除の場合 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。 (8)保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
保障開始日	融資実行日（連帯保証人の変更の場合は変更日）または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
この契約からの脱退事由	・債務者である法人が融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・保険金のお支払事由に該当されたとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・所定の年齢に達したとき ・連帯保証人でなくなったとき ・法人の業務執行について代表権を喪失したとき

<ご注意>この「一般社団法人全国地方銀行協会 事業者向団信制度（連帯保証人用）の概要」は、事業性ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。